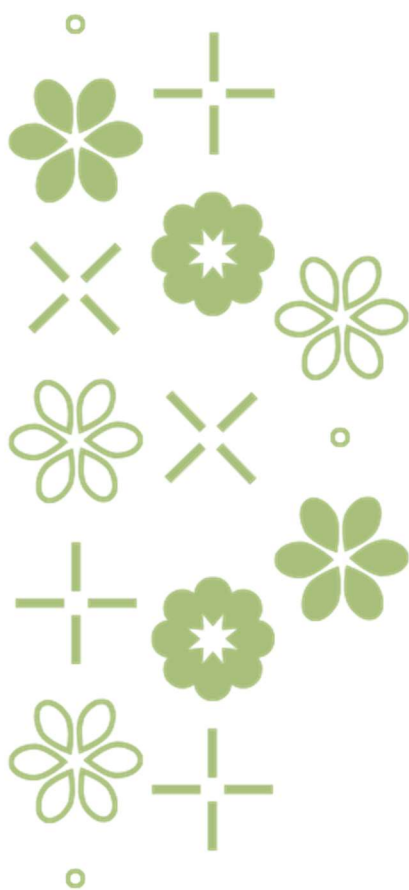




## 序章 基本計画の策定にあたって



## 1 計画策定の目的

本町では昭和 47 年（1972 年）に長期総合計画を策定して以来、5次にわたり計画の見直しを行いながら町政を推進してきました。しかし、今日の地方自治体を取りまく社会・経済環境は、人口減少や少子高齢化の進行、生活インフラの老朽化、災害リスクの増大、価値観の変化やライフスタイルの多様化に加え、デジタル化の急速な進展など大きく変化しています。本町においても地方分権の推進と相まって、行政に対する住民の要望は一層多様化・高度化しています。このような状況において、本町では限られた財源を有効に活用し、地域の実情に即した、真に必要なサービスを住民に提供し、活力ある地域づくりを進めていくことが重要です。

本計画は、前期計画のまちづくりの成果を踏まえ、本町を取り巻く環境の大きな変化や現状の課題に対応し、豊かで住みやすいまちづくりを目指すための基本的な方向を示すものです。

## 2 計画の性格

本計画は、九度山町におけるまちづくりの将来像を明確にし、将来目標とその目標を達成するための施策の方向を定めたものであり、町行政の基本方針となるもので、次の性格を持っています。

- ① 本計画は、九度山町が行うまちづくりの基本となる計画で、本町の最上位の計画と位置づけます。また、国や県の関連計画との整合性を図ります。
- ② 本計画の推進にあたっては、行政のみならず、住民の理解と積極的な参加のもとに行うものとしします。
- ③ 本計画は、計画期間内であっても社会経済事情の変化や施策・事業の評価・改善等により積極的に見直しを行います。
- ④ 本計画は、九度山町まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合性を図り、産官学金等と連携したものとしします。
- ⑤ 本計画は、食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画を包含しています。

## 3 計画の目標年度

本計画は、令和 8 年度（2026 年度）を初年度とし、令和 12 年度（2030 年度）を目標年度としします。

## 4 計画の構成

本計画は、本町が掲げる将来像の実現に向けて、基本構想（令和3年策定）に示した6項目の基本目標に基づき、基本計画の施策の方向性を示し、具体的な施策をまとめたものです。

## 5 計画の施策体系

本計画の施策体系は以下の通りとします。

